

平成26年第4回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月9日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
建設水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会 委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広
総括主査 鈴木健司

事務局次長 畠山正子

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 26 年度六戸町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 議案第 50 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び
青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 51 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第 52 号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第 53 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改
正する条例案
- 日程第 7 議案第 54 号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案
- 日程第 8 議案第 55 号 六戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 56 号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 57 号 六戸町民バス条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 58 号 六戸町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 59 号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 60 号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
案
- 日程第 14 議案第 61 号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 62 号 平成 26 年度六戸町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 63 号 平成 26 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）
- 日程第 17 議案第 64 号 平成 26 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 65 号 平成 26 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 66 号 平成 26 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 67 号 六戸町教育委員会委員の任命について

日程第 2 1 議員提出議案第 3 号 六戸町議会基本条例案

日程第 2 2 議員提出議案第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

3 番 久 田 伸 一

4 番 高 坂 茂

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時07分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第17号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第17号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成26年11月25日専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

平成26年度六戸町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ831万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億3,006万3,000円としたものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正によるものであります。

その内容につきましては、衆議院の解散により、衆議院議員総選挙の執行経費の補正でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

今補正予算の財源といたしましては、14款国庫支出金に831万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款4項選挙費に、12月14日執行の衆議院議員総選挙費として総額831万6,000円を計上いたしました。

以上で、報告第17号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第17号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第3 議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてご説明いたします。

変更の内容でございますが、構成団体として新たに青森市を加入させ、また、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることに伴い、規約の変更をするものであります。

附則といたしまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第50号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

次のページをごらんください。なお、説明補足資料もあわせてごらんください。

主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、青森県人事委員会の勧告に基づき、平成19年度以来の給与月額、勤勉手当等支給割合の引き上げの改正になります。

内容といたしましては、人材確保を目的に若年層に重点を置き、給料月額を平均0.3%引き上げるものです。

第1条では、医師等に係る初任給調整手当及び職員の通勤手当の額の改正と、12月支給の勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、0.775カ月分として給与月額を別表のとおり改正するものがあります。

第2条は、第1条で12月支給の勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものとしたものを、来年

度からは6月に0.05カ月引き上げ、12月も同じく0.05カ月引き上げるものであります。

附則は、施行日を公布の日からとし、第2条の規定については平成27年4月1日から施行し、第1条の規定については平成26年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第51号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

8番、円子君。

8 番（円子徳通君）

この給与の引き上げによって、総額でどのぐらいの金額が上乘せになるのでしょうか。ちよっとお尋ねしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

26年度を比較の対照としまして、全体で病院の職員等も加えまして、給与で170万円、手当等ひっくるめて合計で約600万円ほど増額するものと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

8番、円子君。

8 番（円子徳通君）

今回のこの給与の引き上げは、人事院勧告に基づいたものと捉えておりますが、7年ぶりに民間企業の賃上げを反映したものだ、そのように新聞等で受けております。

しかしながら、当町の経済状況を踏まえますと、アベノミクスの各種経済政策の恩恵はまだ地方には行き届いておらず、特に加えて当町の基幹産業である農業関係の収入、これも大きく落ち込んでおります。このような折に、この民間と公務員の給与の是正を求めることを前提とした人事院勧告の目的を考えますと、非常に給与改正は厳しいものがあるものと私は捉えて

おりますが、この辺のところを町長はどのように考えておるかお聞きしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際の社会の情勢というものは、楽観視できない状況にあらうかというふうに思っております。

今回のこの人件費に関しまして、実際は人事院勧告、今、ご質問のとおりであります、実際のところ長年そういう実施がなされていなかったこと、これはこういう例えがいいかどうかはわかりませんが、鶏卵みたいなどころがあるんでございますけれども、それぞれ可能性を見出したところが少しずつでも努力していくということも必要であるのかなど。

それは、例えば人件費にかかわることばかりではなくて、私ども自治体にもいろいろのお話しているとおり、我々六戸町も厳しいんでありますけれども、やるべきものをやらなければいけないとか、例えば橋梁はどんなに小さいのも全部調べろとか、そういうようないろんなことが出てきてコストがかかります。しかし、長い目で見るとそれなりに対応していかなければならないというのがあるがごとしてございまして、私どもとしても、職員というのは1つの地域を動かすためのエネルギーであります。行革をなして、私は就任する前からの行政改革というものはありましたから、町民の方も入っての計画でございましたので、それに即してやってまいりましたが、実際的大幅な人員減でもって、そして、その後のいろんな業務が増加をして、実際は職員の人たちの場というのは、過去に比べたらアップアップの状態でみんなが頑張っているという現実もございます。

今、このような環境になってきたならば、どちらが先かという部分もあらうかとは思いますが、県もかなり厳しい中にあっても、県の人事委員会のほうでもこのようにしたらどうかというふうになってきたものですから、それでは私どもも町としてやっていって、もっと牽引力を強める職員たちになっていただきたいものだなということで、ご提案をしたということでございます。

この相対的に膨らみを持つということでございますから、職員の人件費のみならず相対的なものになって提案されているのが、そういう意味もございます。若い人、そういう人たちに手厚くいくような一つの流れが出てきておりますので、子育てとかそういうことをやっている

方々への部分も含まれておりますから、私としては、今、提案してもいいのではないのかなというふうに判断した次第でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

円子君。

8 番（円子徳通君）

職員の方々も町民でありますし、また、町政に大きく携わりこの六戸町を支えておられます。7年も給料を下げられてきた経過もあります。ですが、私はやはりそれ以上に町民の幸せも確保していただきたいということが、ここで大きく言いたいのであります。余りにも民間との格差が開き過ぎてはいけません。ですから、町政を携わる職員の皆さんにも、やはりそこはきちんと捉えて町政に邁進してほしいものと願い、私の質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ご心配いただいている部分におきまして、私どももこういう提案をするに当たりまして、この町を預かる者としてこのような流れはいかがであるかと。例えば職員を、正直言いまして、もっともっと、先ほど職員の例えを言いましたが欲しいんであります。でも、人数を一気にふやすわけにもいかない。そのジレンマという部分があります。

この人件費給与に関しても同様のことが言えます。正直、私の心の中には、今、上げない、上げるという考え方を持つ必要がないんじゃないかという、今、ご質問があったみたいな部分も正直言って私にもあります。しかし、これからの先、今、あす、あさって終わるわけではございませんので、より大きな役目という部分はその役所には強いられてくるだろうというふうに思っておりますので、やっぱり職員の人たちには、今までの、もうしようがないよということではなく、頑張っていたきたいなという気持ちもございます。

また、知っている方、農水省に勤めている方がいるんですが、若手で入った方が官僚になった方がいらっしゃいます。その方のやりとりの中でどのような話をしたかという、びっくりした話が出てまいりました。民間のほうへ、これは都会のことなのかもしれませんが、民間

のほうがいいものだから官僚になったのにみんなやめるといふんですね。というのは、定まった金額でお給料というのはいま決まっておりますから、優秀な人材が一旦官僚になったんですけれども、さっさとやめて民間のほうに移ってしまうと。これでいいんだろうかという、その方のコメントといいますか、やりとりの中でもありまして、まさかそんなことが起きているとは思いませんでした。私どもも、先ほど言った中と、それからできるだけいい人材に来てほしいというふうに役場、六戸町のためには思います。今までも、人事採用にかかわる部分のとき、あ、こういう人が受けてきてくれるんだ、ありがたいなと思いましたが、実は辞退するというようなこと等がありまして、がっくりと膝を落とすようなことも経験してきております。やはりあそこはだめなんだ、あそこにもいまいちがいないんだというふうに思われたい、一つの流れという部分も持つておくことが、私ども地方の町ではありますけれども必要なのかなということも感じ取っています。

今回の案件に関しましては、全くご質問にあるような意識は感じないでやっているわけではございません。私個人からいきますと、あえてもっと抜本的に根っこから改善してみたいかがかと、若い人たちもこのままでは将来という部分、役場の職員は格差が云々と言いますが、若い職員の人たちも子供を育てて役場にいればいいなと思ったのが、役場にいてもだめというふうにならば、私はやはり地方はますます沈んでいってしまうのではないかなと。

同様にもう一つ、何か機会がありましたらごらんいただきたいんですが、夕張、実は大変な事態になった、どんどん減らした、全部職員がやめた、そして上げることができない、実は自治体機能が麻痺しているというのがあります。確かに、ないんですから、少ないんですから抑えることは大切でありますけれども、機能しなくなるということのほう住民にとっては一番のマイナスではないのかなと。これは極端な例でございますけれども、それらのことも考慮しながら、今、一つの流れとしてこうであるならば、給与改定等、余り私自身としては大きいほうの改定ではないなというふうに捉えていたものですから、ご提案を申し上げたということでございます。

よろしくひとつご理解いただければと思います。

議長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

4番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

先ほど総務課長のほうから説明ありました。この改定の中で、趣旨は若者に手厚くということが出てきまして、私もそれほどこかで拝見したりしていますけれども、具体的にどこまでが若者でどういった内容で改定されているのか、そこを具体的にちょっと知らせてほしいんです。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

若者の定義というのはちょっと、職員という、ちょっと比較してみないと、今、答えられないんですが、若年の職員に対してはアップの率としては0.3%の引き上げという形で、あと年代の上のほうの職員に関しては据え置きというような形になっております。

（「職名で」の声あり）

総務課長（下田正幸君）

職名まではちょっと、後で調べてお知らせしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

そこが一番大事なところで、私たちも若者がお金がないとやっぱりいろんなことに支障があると。経済的にも、子供もつukれないというところに行き着くと思いますので、それと、老練な方、要するに課長さんあたりはもう子育ても一旦落ち着いているかと思いますので、そういったところは据え置きということで私は理解できますので、ひとつそこら辺ちょっと調べて、私は勉強しなければなりませんので、不勉強ですので、ひとつ教えていただきたいと思います。後でいいです。

終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第52号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第52号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

次のページをごらんください。なお、説明補足資料もあわせてごらんください。

改正内容についてご説明申し上げます。

第1条は、12月支給の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、1.55カ月分とするものであります。

第2条は、0.1カ月引き上げたものを、来年度からは6月・12月それぞれ0.05カ月分引き上げるものであります。

附則は、施行日を公布の日からとし、第2条の規定については平成27年4月1日から施行し、第1条の規定については平成26年12月1日から適用するものであります。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第53号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第53号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

補足資料もあわせてごらんください。

改正内容についてご説明申し上げます。

第1条は、12月支給の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、1.55カ月分とするものであります。

第2条は、0.1カ月分引き上げたものを、来年度からは6月・12月それぞれ0.05カ月分引き上げるものであります。

附則は、施行日を公布の日からとし、第2条の規定については平成27年4月1日から施行し、第1条の規定については平成26年12月1日から適用するものであります。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第54号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第54号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

説明補足資料もあわせてごらんください。

改正内容についてご説明いたします。

第1条は、12月支給の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、1.55カ月分とするもの

であります。

第2条は、0.1カ月分引き上げたものを、来年度からは6月・12月それぞれ0.05カ月分引き上げるものであります。

附則は、施行日を公布の日からとし、第2条の規定については平成27年4月1日から施行し、第1条の規定については平成26年12月1日から適用するものであります。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第55号 六戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第55号 六戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

次のページをごらんください。説明補足資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、第1条の条文の整理を行うものであります。

附則は、施行日を平成27年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第55号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 六戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第56号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第56号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

あわせて説明補足資料もごらんください。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、第2条の条文の整理と、第3条に規定する防災会議の構成員を15人以内から20人以内に改正するものであります。

附則は、施行日を平成27年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第56号の説明といたします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第57号 六戸町民バス条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第57号 六戸町民バス条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

説明補足資料もあわせてごらんください。

改正内容についてご説明いたします。

本案は、町民バスを平成27年1月より、青い森鉄道三沢駅に乗り入れするため改正するもので、第2条中、六戸町の下に「及び近隣市町村」を加えるものであります。

附則は、施行日を平成27年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

10番、山本君。

10 番（山本 実君）

町民バス条例の一部を改正する条例案につきましては、町民バスの運行範囲を近隣市町村へ乗り入れをするため、その範囲を拡大をするために一部改正をするものであり、賛成をしますが、このバス運行につきまして、町民の方から苦情が寄せられているのも事実であります。私のところに寄せられている苦情なのですが、1つは運転手の、ドライバーの言葉遣いが乱暴であるとか、または運転が荒いとか、さらには、乗車はしたものの、椅子に着く前にバスが発進をして危険な思いをしたというふうなことなどなどであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、町のほうにこのような苦情が寄せられているのか。寄せられているとすれば、具体的にどのような苦情が寄せられているのか。また、その対応・対策についてどのように考えているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

お答えいたします。

具体的に私のほうへは苦情等については来ておりません。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

10番、山本君。

10 番（山本 実君）

そのようなお話がありますので、調べていただいて、早急な対応をしてくださるようお願いしたいというふうに思います。

私は、この町民バスの事業は、スクールバス事業とほぼ同じくらいに実施になった事業ではないのかなというふうに思っております。朝・夕は子供たちの足を確保し、登下校時に利用するのがスクールバスで、また、同じバスがそれ以外に町民バスとして使用しているわけであ

ります。ドライバーも同じような人であります。

一方、このスクールバス事業の実施は、ご案内のとおり小学校学区を見直したことにより通学・下校が遠くなり、その分をバスで送迎をし、登下校の子供たちの足を安全に確保するという事業であるというふうに記憶をいたしております。先月であります、七百中学校校内において、下校時にスクールバスを利用する生徒とドライバーとの間で暴力・暴行事件があったようではありますが、町長、この事実について覚えているか。教育委員会のほうから報告があり承知をしているかと思えますけれども、どのような報告になっているのか具体的に答弁をいただきたいと思えます。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

経緯に関しまして、報告は受けております。逐一、その後の経過におきましても、教育委員会のほうから報告を聞いております。相手が義務教育の子供であるということ等の中において、極めてそういう態度はよくないということで、しっかりとその後の対応を、指導という部分はなすようにということでお話をしているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

10番、山本君。

10 番（山本 実君）

3回目でございますので、質問の結論といたしまして、私はそもそも、町の指名業者としてふさわしくない業者を指名した結果がこのような状況を招いているのではないのか、言わざるを得ないわけであります。安全運転はもとより、社員教育及び指導、やはりそういうようなものが整っていなければならないわけであります。

前は、バスの乱暴な運転であったりとか乱暴な言葉遣いであったりとか、また、乗客の安全を考えずに発進をしたりとか、そして、今度は暴力事件。私は、この業者と契約が途中であっても解除しなければならない事案ではないのか、契約を解除しなければならない事案ではないのかと、そういうふうに考えております。たしか、3年契約で締結を結んでいるかと思いま

すけれども、その契約内容等について解除というふうな部分も出てくるかと思えます。

議長、この契約書の提出を求めたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。
以上。

議 長（苫米地繁雄君）

契約書。

（「契約書です」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

契約書ですね。

では、議会後でもよろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

それに、この件に関しましては、関連事項になっているわけですがけれども、来る12月16日の総務常任委員会のほうで審議をしていただくことになっておりますので、この質疑はここで打ち切ってもよろしいですか。

10 番（山本 実君）

確かに12月16日ですけれども、そのような現状について、教育委員会から報告があるという通知はいただけるわけですがけれども、私は今、2つのことについてお話をいたしました。

1つは町民バス事業について、町民の間からは苦情を3つに絞ってお話をしたわけでありましてけれども、そのような苦情が出ているんだと、町は知っているのかというと、具体的には聞いていないと。

それで、町民バスとスクールバス、事業名は別でありますけれども、同じバスを使ってスクールバス、町民バスと。スクールバスのほうではこういうような事件が起きているよと。町長、知っているのかと。覚えているんだと。それで、この事件の内容について、私はこの大きな事件の内容について、これは黙っておくことはできない。したがって、町ではたしか年間

3,700万円の経費だと思いますけれども、3年契約であると思うんです。それだけの経費をかけて業者に委託をしている。それでドライバーとの子供とのトラブルが起きている。

ですから、私は契約の途中であっても、そのような会社であるから契約を解除させられる、させられるというのか、契約を解除しなければならない問題ではないのかと、こういうお尋ねをしているんです。

議 長（苫米地繁雄君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時51分）

議 長（苫米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、山本君の質問に対しまして、執行部の答弁をお願いいたします。

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、この契約をなして、このような事態が起きたということで、契約は途中でどのようなんだろうかというご質問に対してお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、ご質問があったような出来事を報告を受けておりますが、極めて大変な出来事というふうに捉えております。当然のこととして、その後の対応をいたし、契約しておるサイドも大きな反省とこの出来事に関しては衝撃を受けたというふうに聞いております。それに対しましての改善を加えながら、今後、そのようなないように最善の努力をしますという旨の話も伺っております。

そこで、当然反省をするというのは当たり前のことなんでしょうけれども、今、私ども、先ほどご質問にあったように、スクールバスであります。しかし、あわせて町民バスという考えも持ち合わせる形でスタートを切りました。と申しますのは、委託を受ける側も、スクール

バスの時間帯のみ、そういう形でいくと私ども自治体も大変ですし、受ける側も大変ということもありまして、スクールバスの時間帯、そして、その間のあいている時間は町民バスまたは学校の課外活動への足としてということで行ってまいりました。この出来事は、極めて今までにない大変な出来事ではあるんでありますが、離れた地域やお年寄り、高齢者の皆さんを、この時代を考えると非常に町民バスという部分は有効に機能してきたというふうに、また、心強く感じ取ってくれているというふうに捉えておりますので、今、契約を解除するという意思是現在のことで持ち合わせてはおりませんので、契約をし、その期限によってはどういうふうにするか条件等を考えるにいたしましても、今回のことで、今、考えるということは持つておりませんので、その旨お伝え申し上げたいと。

それから、苦情の件でございますが、お耳にそのようなことが入っているというのは、あろうかというふうに思います。完全に100%ということはないわけでございますが、私も町への総務課への苦情という部分の報告は受けたことはありませんが、私は個人的にはこうあれば、あああればという町民からの声は私自身も聞いております。

しかし、ではバスがどういうふうになればいいんだ、こういう無駄なのかこれはというような話は聞いたことありません。もっと有効で、私のほうの時間をもうちょっと早いほうがいいとか、停留所の場所をもっと変えられないとか、変えてくれないとか、そういうお話があります。以前の、病院バスで町立病院に患者さんを運んでいた時代、そのころは場内の中での口論があつてみたり、いろんな役場に報告がない中での事案を私は聞きましたけれども、その後今この町民バスの中にあつては、その当時のようなお話は今のところ私の耳には入っておりません。100%ではないのかもしれませんが、これからの時代に合わせながら、町民バスという部分を、この出来事もあつてはならないことなんです、こういう経験を踏まえた中で、より行政がかかわる中における子供をしっかり世話すること、そして、町民の皆さんの行動範囲を、または皆さんの足として親しんでもらうこと、そのことを大きな目標に、今、改めて考えながら、これからも継続的にやっていければいい事業だというふうに捉えておりますので、今も出来事に関しましては、会社等もちろんなんでありまして、私も行政の責任者としては、皆様にこのような出来事が起きたことは謝らなければならないというふうには思いますが、事業の継続という部分においては、より反省を加えてしっかりと続けていくべきものというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ございませんか。

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今回の事件、ちょっと詳しいこと私はよくわかりません。ただ、今、町長がおっしゃったように、謝らなければいけなかったことだと思うんですね。

ですから、本来であれば冒頭、議会の開会日に、こういうことがあって、こうだったんだよということで、やっぱり議会並びに町民の皆様には謝罪すべきだったと思うんですけども、その辺はどうだったのですか。その辺の気持ちは。その捉え方としては。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

人それぞれの捉え方だと思いますが、私どもといたしましては、この案件に関して非常に気を使いましたのは、ことの起きたということは、お互い相手が存在します。そのことにおいて、私どもは私の性格的なものからいきますと、まず、相手が大人であるなら、幾ら役所といえども、はっきりした結論を出そうじゃないかというようなスタンスで臨みます。しかし、今回において、お子さんであるということ。それらのことと、その後における教育委員会を含め対応をなしてきたということ、話し合いもしたということ、それらを含めて、私どもは内側として手厳しい言い方はしております。このようなことが許されないということ。

ただ、謝ればいいのか謝らなければいかといいますと、気持ちとしては、そういうのが最初からあればいいんでしょうけれども、ただ漫然と謝るということではなくて、中を正すことが先。そして、謝ったほうがいいという人も、言葉として謝ればいい人もいるでしょうし、実際の中身のほうでいいという方もいらっしゃる。それが中身がどうであるか、申し訳ありませんが質問があってもその詳細までは私は答えません。なぜなら、相手の方のことを考えますと、この議会であっても私は答えません。

ただ、姿勢として、このようなことが住民サービスでやっている中であって、判断としてこのような起きたことは、これは何もバス事業ばかりじゃなくやはり職員の普段の行いにあってみても、あってはならないことだというふうに捉えておりますので、このことは町民バスの、

またはスクールバスの出来事と捉えるのではなく、行政における公に帰する者の姿勢として、これを大きな反省として、私どもは明日へのお仕事についていかなければいけないというふうに感じ取っている次第でございますので、まずは、このような事態があったこと、そして実害があればもちろんのこと許しませんけれども、極めて遺憾な出来事であったということだけは、ご質問ありましたのでお答えした次第でございます。ご理解いただきたいと思えます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今、町長、謝罪したと言っていますけれども、謝罪してもらったんですけれども、要は追及されて初めて謝罪していますよね。本来であれば、そういうものじゃないんじゃないでしょうか、今回の事案は。やっぱりかなり大きな出来事だったと思います。正直言って。

それで、それについて議会の私たちにも何の説明もないし、もちろん謝罪もなかったと。今、初めて謝罪をされたと。それはどうかな、いかがなものかなと私は思いますけれども、議会の皆さんも恐らく感じていることだと思います。

それで、この件については、16日ですか、総務常任委員会があって、またそこで議論するわけでございますけれども、本来であれば、やっぱり先に謝罪するべき事案だと私は思いますけれども、もう一度、答弁願えますか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、追求されてと言いましたが、追求されてではございません。私は、極めて町長として、このような行政が行っていることにおいては残念には思っております。

しかし、その経過及びそれらについて、今、果たしてやるべきなものなのか。議員の皆さん、いらっしゃる方々でも、個々には若干その会話はしたことはございます。大変なことになったと。しかし、それはその段階でどうなのかというと、やっぱりそれがちゃんとなされたか、その後において。それから、実際にその対応がなされているかという部分もありましたので、

経過を見ずしてただただ頭を下げて形をつくれればいいとは私は思いません。

ですから、頭を下げたくないとかそういうのじゃなくて、何でもあれば頭を下げなければならぬのであれば、議会に不祥事あっても私は頭下げなければなりません。極端なこと言えば、どこまでの尺度でどういうふうに判断するのかというのは、ちょっと私は図りかねます。

今の件に関しては、今、ご質問があるように、冒頭からただただそうやって言っていればよかったのかもしれませんが、私はやはりこのことは中身のほうが問題なんで。それを、二度と起きてはならないのは当然でありますし、それをやるような心構えというのがどうあるかということ、正すことのほうが優先と。手厳しく向かっていくことが私の立場ではないかというふうに思っていたものですから、そのように歩んできたということでございます。

今、この出来事に関して、まあ、しょうがないだろうみたいな言葉を言うわけにはまいりません。やっぱり私としては、今議会を含め町民の代表という皆様の前においては、こういう話題になれば、大変な出来事、遺憾な出来事、そして行政がやっているサービスなのに、このようなびっくりするような出来事にさせたことを申し訳ないという言葉にしたことは、私はこの場ではそれでご理解いただければありがたいというふうに思っている次第でございます。

今後は、より手厳しく、行政やなんかに関しましてのあり方、私の口からも、または態度からも示させてもらっていきたいなど。これは場内及び委託を受けている人たち、そういう人たちに対して同様に対応してまいりたいというふうに思っております。ご理解賜りたいと思います。

(「いいです」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 六戸町民バス条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第58号 六戸町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (今出川 弘君)

議案第58号 六戸町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正の主な内容は、国民健康保険事業基金への効率的な編入を行うため、改正するものであります。

第3条の改正は、基金として積み立てる額を当該年度の特別会計予算で定める範囲の額及び各年度の決算について生じた剰余金の2分の1を下らない額とするものであります。

第7条を第8条、第6条を第7条、第5条を第6条とし、第4条の次に運用益金の処理について定めるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 六戸町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第59号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第59号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正の主な内容は、健康保険法施行令の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給基準額の見直し及び六戸町国民健康保険の適用除外について、社会情勢の変化等を考慮し、要保護児童に係る規定を追加し、高齢者福祉施設に係る規定を削除するものであります。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものであります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第60号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第60号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の49ページをお開き願います。説明補足資料もご参照願います。

内容につきましては、子どもの医療費の一部負担金の支払いについて、現在は、一旦医療機関に支払い、その後、町に申請をして助成を受けている、いわゆる償還払い方式であります。平成27年2月診療分から、医療機関に一旦支払う必要のない現物給付に改めるため、条例を改正するものであります。

主な改正点を説明いたします。50ページをお開き願います。

まずは、条例の題名を「六戸町子ども医療費助成条例」とするものであります。

第3条第2項の改正は、対象としない項目に、4号で乳幼児医療費、5号でひとり親家庭等医療費の対象者を追加するものであります。これは、それぞれの制度で対象となるため、重複しないように規定するものでございます。

次に、51ページの最後の行から52ページをお開き願います。

第5条の改正は、子ども医療費の一部負担金について、医療機関の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会等を通じて支払うことについて規定するとともに、第7条に改めるものでございます。

第5条には申請及び認定について、第6条には受給資格証について規定するものでございます。

53ページの附則では、施行期日と経過措置について定めるものであります。

以上で、議案第60号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第61号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第61号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の54ページをお開き願います。説明補足資料もご参照願います。

内容につきましては、子どもの医療費の支払いについて、現在は、0歳から3歳児までについてのみ、医療機関において一旦支払う必要のない現物給付を行っておりますが、平成27年2月診療分から、4歳から6歳児についても現物給付とすることに改めるため、条例を改正するものであります。

55ページをお開き願います。

第7条第2項中、「4歳未満の」と「乳幼児」を削除するものでございます。

附則では、施行期日と経過措置について定めるものであります。

以上で、議案第61号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第62号 平成26年度六戸町一般会計補正予算 (第 4 号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (棟方晃祥君)

議案第62号 平成26年度六戸町一般会計補正予算 (第 4 号) についてご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、10款地方交付税は、普通交付税9,280万3,000円を計上。

12款分担金及び負担金から 5 ページの15款県支出金までは、事業費との関連においてそれぞれ増額計上いたしました。

20款諸収入では、4 項受託事業収入に後期高齢者医療制度特別対策補助金40万円の減額及び稲生川土地改良区総代選挙事務委託金49万3,000円を減額計上いたしました。同じく 5 項雑入に、総合運動公園施設の落雷被害に係る公有財産災害共済金280万円を追加計上いたしました。

21款町債では、消防ポンプ自動車製造事業の適用事業債変更に伴い、緊急防災・減災事業債を3,730万円減額し、新たに防災対策事業債に2,790万円追加計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

まず、特別職及び一般職職員の給与等の改定にかかわる経費等につきましては、既決予算の人件費を精査の上、全体で591万7,000円増額計上しております。

人件費以外の主な内容について、款を追って説明いたします。まずは、7 ページをごらん

いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に人事給与システム改修業務ほかで205万2,000円を計上、次のページ、7目企画費に若者定住支援事業、定住促進新築住宅建設補助及び住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金を合わせて1,236万円増額計上、8目情報施策推進費では、電算プログラム改修業務委託ほかで133万8,000円を増額計上いたしました。9ページの4項選挙費については、無投票に伴う執行経費の調整を行いました。

11ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業の各特別会計に対する操出金を合わせて52万5,000円増額計上いたしました。次のページをごらんください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金573万4,000円を追加計上、扶助費におきましては、保育所運営費に2,802万1,000円を増額計上。

13ページになります、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に、多面的機能支払交付金事業補助金454万5,000円を増額計上いたしました。

14ページ、8款土木費では、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費に、除雪関連費用を計上したほか、項の計として2,984万4,000円を増額計上いたしました。4項都市計画費には、下水道事業特別会計操出金を53万5,000円減額計上であります。

16ページ、9款消防費では、4目災害対策費の修繕料に、防災行政無線補助局等修繕費177万2,000円を追加計上しまして、項の計で265万円の増額計上であります。

17ページの、10款教育費では、2項小学校費、1目学校管理費に、開知小学校・階段昇降車購入ほかで149万1,000円を計上、3目学校建設費に、大曲小学校の来年度入学児童数増見込みによる普通教室確保のための音楽室改修及び開知小学校特別支援教室改修工事費を合わせて333万8,000円を計上、18ページ、5項保健体育費、5目総合運動公園運営費では、落雷により被災した電気設備等の修繕料で327万4,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第62号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第63号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第63号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容は、人件費の精査及び高額療養費の所得区分の変更によるシステム改修等によるものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に87万2,000円を増額計上。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に、人件費等繰入金として10万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、人件費及び高額療養費制度改正対応業務委託料として98万1,000円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費を35万円の減額計上、同じく4項葬祭諸費、1目葬祭費に35万円を増額計上いたしました。

以上で、議案第63号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第64号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (松村 茂君)

議案第64号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金については、受益者負担金一括納付により60万5,000円増額計上。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金については、一般会計からの繰入金を53万5,000円減額計上、2 項基金繰入金については、消費税納付金の確定により、下水道事業整備基金繰入金859万円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款事業費、1 項総務管理費については、給与及び光熱水費等の経費を精査し所要額を計上、公課費では、消費税の納付金の確定により859万円減額し、項の計を5,045万1,000円といたしました。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第65号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村星彦君)

議案第65号についてご説明申し上げます。

平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) についてご説明申し上げます。

事項別明細書 3 ページをお開き願います。

最初に、歳入の内容についてご説明いたします。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金に、人件費及び事務費として37万7,000円を、2 項基金繰入金に、償還金分として19万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費に、主に人件費として37万7,000円を増額計上いたしました。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金に、補助事業の返還金として19万4,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第65号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第66号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第66号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、主に人件費の精査によるものであります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金に、一般会計繰入金として3万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費等として3万9,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第66号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第67号 六戸町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから……

(「高坂さん」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

4番、高坂君。

4 番 (高坂 茂君)

済みません。

委員の任命ということで、質疑はないんですけども、我々はこの人物像というのが全然わからないんですね、これだけでは。

それで、その略歴でもいいですから、そういう資料の提出を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（苫米地繁雄君）

資料、略歴の資料ありますか。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

略歴ということなんですが、どの辺の範囲までのことを示すのかわからないんですが、今、本人から承諾を得る段階では履歴書等の提出は求めておりませんので、プライバシーの侵害の部分もあると思いますので、略歴等の提出についてはできないものと考えますけれども、ご理解いただきたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

その回答はいかがなものかと私は思いますけれども。別にその履歴書のコピーとかじゃなくて、その人の簡単な略歴とありますよね。どこでも私は出していると思うんですけども、出せないという規定なんかあるんでしょうか。そこら辺ですね。

でないと、人物像がわからないんですね。例えば、委員であれば、私はこういうことをこの委員会でやりたいとか、そういう抱負なんかでも、そういうメッセージでも書いたものがあれば、我々は非常にやりやすいと思うんです、その委員の。これからいろんな委員があると思うんですけども、特に教育委員であれば先ほどの問題もありますし、ぜひともその提出を求めたいと思いますが。

議長（苫米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

具体的に書類上のことで、今までも他の委員含め、それぞれの者を選ぶにいたしましても、その状況、プロフィールとあるものを提出せよということではやってきておりませんので、今、改めての形としてはつくる予定はございませんけれども、この提案している人物に関しての、私どもがわかっている範囲でのこういう人でありますという人柄といたしますか、人柄の部分はお出しすることは可能だというふうに思っておりますので、私どもといたしましては、一応、教育委員として適任であるという、今までもやってきていただいておりますし、同意を求めるため提案しているということでございますので、その人柄の部分は私どもから出すことは可能かなというふうに思います。

議長（苫米地繁雄君）

4番。

4番（高坂 茂君）

いや、あの、その答弁ちょっと私、理解に苦しむんですけれども。

例えば、我々、選挙を受けるほうにしても、例えば今のあれでも、簡単な略歴は必ず出ますよね。そういうのは別にプライバシーとかそういう問題に係らないと思うんですけれども、こういう公的な場ですので。プライバシーはちょっとそこら辺の侵害にはならないと思うんです。

そこら辺、これからのこともありますので、ひとつ前向きに検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 六戸町教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議員提出議案第3号 六戸町議会基本条例案についてを議題といたします。

本案は、11番金崎盛三君ほか5名から議員提出議案として提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番、金崎君。

11 番（金崎盛三君）

議会基本条例提案理由の説明をいたします。

それでは、議員提出議案第3号 六戸町議会基本条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自主性・自立性が拡大され、自治体の自己責

任と自己決定が従来にも増して求められている中、町民の代表である町長と議会の二元代表制のもと、議会が果たすべき責任と役割がますます重要となってきました。このような時代の中で、当議会も町民とともに歩み、町民に開かれた議会運営を目指すために、これまで議会改革に積極的に取り組んでまいりました。

議会改革では、平成24年2月以来、26回にわたる検討会を重ね、一般質問における一問一答方式の導入、傍聴席の改修、会議録・議会予定等のホームページでの公表、長期欠席議員の報酬減額の規定化、議会報告会の開催など数多くの改革を行い、また、議会基本条例の策定においては、平成25年12月以来、15回の検討委員会を経て、条例制定に向けて取り組んでまいりました。

今回提案の条例の制定は、これら議会改革の取り組みの成果をなすものであり、これからも議会として町民の負託に応えていくことを改めて決意し、議会の基本理念や議員及び議会運営の基本事項を定めるものであります。

本条例案は、前文と本文第19条及び附則で構成され、平成27年1月1日から施行するものであります。本条例の施行を機に、新たな議会改革の始まりと捉え、議員一同がこの条例を遵守し、町民に信頼される議会づくりを目指す決意であります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりました。

質疑並びに討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり制定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号 六戸町議会基本条例案は、原案のとおり制定することに決定いたしました。

次に、日程第22 議員提出議案第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番川村重光君ほか4名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書については、別紙のとおり提出することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。
これもちまして、平成26年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時38分）